

質疑応答集

<p>Q 1 . 親会社で入札をしますが、自販機の保守・運営を子会社が行ってもかまいませんか？ (業務委託は可能ですか？という質問に対しても同じ回答となります。)</p>
<p>A 1 . 神戸市は、入札参加申込者(入札参加申込者から委任された者を含む)と賃貸借契約を交わし、当該契約書の中で、契約相手方に自販機の設置、保守・運営等の義務を課するものです(契約書標準書式(入札実施要領P 1 2 ~ 1 5)第2条第2項参照)。設置者の責任・監督下で、子会社等にオペレーション委託を行うことは可能ですが、自販機の故障時等の連絡先(オペレーション委託先)は自販機に表示するとともに施設管理者に届け出てください。</p>
<p>Q 2 . 入札実施要領P 3 2【東灘消防署深田池出張所】の物件調書内、その他特記事項に「平成24年3月からの設置も可能」とありますがどうでしょうか。</p>
<p>A 2 . 東灘消防署深田池出張所につきましては、現在設置している自販機の賃貸借契約が平成24年2月29日で終了いたします。したがって平成24年3月1日からの賃貸借契約(設置)も可能であるということです。ただし、設置までに入札実施要領P 9 ~ 1 0に記載されている、必要書類の提出や賃貸借契約の締結等の契約の手続きを行う必要があります。</p>
<p>Q 3 . 入札実施要領P 3 5【神戸市役所本庁舎4号館(危機管理センター)4階】について、4階で勤務する職員数は何人くらいでしょうか。また、建物内に設置される自販機はこの1台のみでしょうか。</p>
<p>A 3 . 神戸市役所本庁舎4号館(危機管理センター)は平成24年4月から供用開始予定の庁舎で9階建ての建物です。2階から8階が事務スペースとなっており、庁舎全体で約370人の職員が勤務する予定です。そのうち自販機が設置される4階の職員数は約80人の予定です。また、建物内に設置される自販機は1台のみです。</p>